（仮称）ばんだい認定こども園
給食調理等業務プロポーザル実施要領

令和８年１０月

磐 梯 町

1 目的

（仮称）ばんだい認定こども園（以下「こども園」という。）の給食の調理業務等を民間事業者に委託するに当たり、実績のある事業者から最新の知識と技術、更に豊富な経験に基づく企画の提案を受けることが可能な公募型プロポーザル方式により、園給食の教育的意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行う。

2 一般事項

（1）名　　称　（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務委託プロポーザル

（2）主 催 者　磐梯町

（3）趣　　旨　当該業務に係る業務契約候補者の選定に必要な提案書の提出を求める。

（4）選定方法　公募型プロポーザル方式とし、主催者が別に定める審査会で選定する。

（5）事 務 局　磐梯町 教育委員会

教育再デザインセンター兼認定こども園開園準備室

〒969-3301 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字仁渡1018番地

TEL 0242-73-2017

FAX 0242-73-2449

E-mail：bandai-kyouikuredesign@town.bandai.fukushima.jp

（6）公表方法　本委託事業に関する要領等の資料は、磐梯町のホームページからダウンロードすること。

URL https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/machizukuri/list67-450.html

※磐梯町トップページ→「町政・まちづくり」→「入札・契約」→「入札公告・プロポーザル情報」

（7）公表書類　プロポーザル実施要領、仕様書、関係書類 ほか

3 審査・選定

業務契約候補者の審査・選定は以下の方法で行う。

（1）選定方法

事業者の選考に当たっては、（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務委託プ ロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）による書類審査（評価項目ごとに得点化）及びヒアリングにより業務契約候補者等を選定する。その後、業務契約候補者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約の締結予定者を決定する。

（2）審査方法

ア 提出された提案書及びヒアリング内容を、下記の（3）評価基準に基づいて審査会が評価・採点することにより審査する。

イ 提案者が1者の場合でも審査を行い、審査会が適切な事業者と判断した場合は業務契約候補者とする。

(3) 評価基準

審査における評価項目は以下のとおりとする。

	評価項目	評価の視点
1	(1)こども園等給食に対する考え方について	①こども園等の給食及びおやつの意義や特色に対する理解度、取組姿勢について ②地産地消や食育に関する考え方及び園への協力体制等について
	(2)こども園等の給食業務の実績	①こども園等給食の献立作成及び調理実績 ②本業務を受託する際の信頼性、確実性の確認
2	(1)運営体制について	①人員配置、配置予定者の資格・経験等について ②業務責任者等の配置及び組織体制について ③雇用計画について ④従事者の休暇等における代替者確保等について
	(2)教育、研修計画等について	①従事者に対する巡回指導及び研修計画について ②受託決定から業務開始までの研修計画について
3	(1)給食調理等について	①調理業務の進め方、業務マニュアルの作成等について ②おいしい給食を提供するための計画等について
	(2)衛生管理体制について	①こども園等の給食調理に係る衛生管理に関する考え方について ②衛生管理に対する、具体的なチェック方法や報告・管理体制について ③従事者の健康管理対策について
	(3)危機管理体制等について	①食中毒や異物混入等防止対策及び発生時の対処方法、報告体制について ②食中毒等発生時の給食の提供方法（代替措置など）について ③不測の事態に備えた損害補償への対応について ④災害発生時における町への協力体制について ⑤アレルギー対応の実施方法及び実施体制について
4	見積書	①仕様内容、提案内容との整合性及び妥当性

(4) 審査結果等の発表

審査結果等については、令和8年12月下旬（予定）に提案者へ通知するほか、事務局にて公表する。

(5) 審査会

ア 名　称　（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務プロポーザル審査委員会

イ 審査委員　　4人

ウ 第1回（実施要領等の協議）　令和8年10月27日（火）開催

第2回（書類及びヒアリング審査）　令和8年12月15日（火）開催予定

4 参加資格要件

(1) 法人格を有し、「（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。

(2) これまでに、認定こども園、保育所又は幼稚園の給食施設での受託実績があり、かつ、現在も受託していること。（基準日　令和8年10月1日）

(3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省作成）」、「学校給食衛生管理基準（文部科学省制定）」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく園給食業務が可能であること。

(4) 過去3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）に、園給食調理業務及び学校給食調理業務において食品衛生法の規定による営業停止処分を受けていないこと。

(5) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。

(6) 認定こども園給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。

(7) 製造物責任法の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(10) 磐梯町工事等入札指名停止取扱要綱（令和5年磐梯町訓令第2号）に基づく資格停止期間中でないこと。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(12) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。

5 手続等

（1）参加申込

本プロポーザルに参加を申込する者は、別添「提出書類作成要領」に従い、「参加申込書」（様式第1号）を作成すること。

ア 提出場所　　事務局

イ 期　　間　　令和8年 11 月 6 日（金）から令和8年 11 月20日（金）午後5時まで

ウ 提出方法　　持参又は書留による郵送とする。封書には「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る）

ただし、本町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

（2）質疑応答

本プロポーザルの参加申込書及び提出書類等についての質問は、「質問書」（様式第2号）により提出すること。

ア 提出場所　事務局

イ 期　　間　令和8年11月6日（金）から令和8年11 月16日（月）の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時～午後5時まで。

ウ 提出方法　電子メール（開封確認要求付き）により提出することとする。ただし、町は電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

エ 回　　答　令和8年11月24日（火）までに、全応募者宛に電子メールで通知する。なお、回答が遅くなる場合は連絡する。

（3）提案書等

本プロポーザルの提案者は、別添「提出書類作成要領」に従い、提案書（様式第4号）、見積書（様式第5号）及びその他の書類を提出すること。

ア 提出場所　事務局

イ 期　　間　令和8年12月4日（金）午後5時まで。

ウ 提出方法　持参又は書留による郵送とする。封書には「プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る）ただし、町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

エ 提 案 数　1事業者につき1提案とする。

オ 提出部数等　「提出書類作成要領」(8 ページ～9ページ)のとおり。

(4)ヒアリング

提出された提案書に基づき、1事業者ずつヒアリングによる審査を行う。

ア 実施場所　磐梯町役場2階 大会議室

イ 実施時期　令和8年12月15日（火）※時間は別途通知

ウ 実施方法　提出された提案書に基づき、ヒアリング（30分程度）を行う。

エ 出 席 者　3名まで

オ 準 備 物　パソコン等を使用する場合は、各自準備すること
（モニターは事務局で準備する。）

カ 順　番　提案書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

6 業務契約者決定、業務開始までの日程 ※予定

※日程については変更となる場合があります。

プロポーザル実施要領の公表	令和8年11月6日
質問書の受付	令和8年11月6日～11月16日
質問書への回答	令和8年11月24日
参加申込書の受付期間	令和8年11月6日～11月20日
提案書の受付期間	令和8年11月6日～12月4日
書類及びヒアリング審査	令和8年12月15日
業務契約候補者（審査結果）の決定通知	令和8年12月下旬
業務契約候補者との協議・調整	令和9年 1月上旬 ～ 1月中旬
契約の締結	令和9年 1月下旬
業務開始	令和9年 4月1日

7 調理等業務委託

(1)調理等業務委託契約

「3.審査・選定」による業務契約候補者と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第2項第2号）する。業務契約候補者との契約が成立しない場合は、次点以降の提案者と順次交渉を行う。

(2)業務概要

ア 業 務 名　（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務
※施設名称が正式に決定したときは、業務委託名は変更となる。

イ 履行場所　磐梯町大字磐梯字小原 1874
（業務委託仕様書のとおり）

ウ 業務内容　こども園の給食調理等
（業務委託仕様書のとおり。）

エ 履行期間　令和9年4月1日から令和 12 年3月31日まで

(3)委託料（提案上限額）

87,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、3年間の見積上限額の総額である。

※この金額は、契約金額や予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないこと。

8 著作権及び提出図書等の取扱い

(1)著作権

提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。

(2)提出図書等の取扱い

町は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他町が必要と認めるときに、提案書を無償で使用できるものとする。

9 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

10 留意事項

(1) 次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

ア 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接、間接を問わず求めた場合。

エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、町の入札参加資格停止措置を受けた場合。

オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合。

カ その他主催者または審査会が不適格と認める場合。

(2) 提案者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領や関連仕様書その他この契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

(3) 事務局が受理した提出書類の差替え、修正、再提出は認めません。

11 職員の採用

職員の採用にあたっては、現在磐梯町保育所で調理業務に従事する職員の優先的な雇用について検討すること。

12 その他

(1) 町は、8.(2)を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、磐梯町情報公開条例(平成14年磐梯町条例第15号)に基づき提出書類を公開することがある。

(2) 町は、業務契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位とする。

(5)提案者は、本プロポーザルで知り得た情報等を、事務局の許可なく第三者へ提供してはならない。

提出書類作成要領

様式第1号　参加申込書
様式第2号　質問書
様式第4号　提案書1
様式第5号　見積書
そ　の　他　暴力団排除に関する誓約書
　　財務諸表（直近の貸借対照表及び損益計算書）
　　直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
　　生産物賠償責任保険又は食品営業賠償共済に加入していることを証する書類（写可）
　　登記簿謄本（事項全部証明書）
　　事業者の衛生管理マニュアルもしくはそれに準ずるもの

1　提出書類の作成及び記載上の留意事項

（1）参加の申込は、「**参加申込書（様式第1号）**」を使用してください。「**暴力団排除に関する誓約書**」等を添付してください。

（2）実施要領等に関する質問は、「**質問書（様式第2号）**」を使用してください。「質問項目」欄には、対象となる実施要領等のページを記載してください。メールには、「質問項目」「質問内容」のテキストを入力若しくは添付してください。

（3）評価項目別「**提案書（様式第4号）**」の作成に当たり、以下の事項に留意してください。

ア　A4判、縦型、横書き、左綴じで作成してください。

イ　10ページ（片面印刷）程度で作成してください。

ウ　ページ番号を記載してください。

エ　入力文字の大きさは、11ポイントを基本とし作成してください。また、

（4）「**見積書（様式第5号）**」の作成に当たり、以下の事項に留意してください。

ア　年度ごとの見積額を記載してください。

イ　仕様書に基づき作成してください。

ウ　各年度の詳細な積算内訳書（項目：職員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等）を添付してください。

エ　記載する委託料には、消費税及び地方消費税を含めてください。

2 提出書類等の提出部数について

（1） 参加申込書（様式第1号）・・・

様式第1号

（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務委託プロポーザル参加申込書

令和　年　月　日

磐 梯 町 長　様

（参加者）所在地
事業者名
代表者

（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務委託プロポーザル実施要領に基づく提案者として参加を申し込みます。

（担当者）所属・役職名
氏　名
電　話
FAX
E-mail

様式第2号

質 問 書

質問日：令和　年　月　日

事業者名	
所属・担当者	
電話	
FAX	
E−mail	

番号	質問項目 （実施要領、仕様書該当ページ）	質問内容

※電子メールで送信してください。
E-mail：bandai-kyouikuredesign@town.bandai.fukushima.jp

様式第3号

提案書類提出書

令和　年　月　日

磐 梯 町 長　様

（参加者）所在地
事業者名
代表者

（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務委託プロポーザル実施要領に基づき、提案書類を提出します。

（担当者）所属・役職名
氏　名
電　話
FAX
E-mail

様式第4号

提 案 書

※ 以下を含んだ内容を、A4判（片面印刷）10枚程度にまとめてください。

1(1) 認定こども園等給食に対する考え方について
- ① 認定こども園等の給食及びおやつの意義や特色に対する理解度及び取組姿勢について
- ② 地産地消や食育に関する考え方及び認定こども園等への協力体制等について

1(2) 給食業務の実績
- ① 認定こども園等給食の献立作成及び調理実績

2(1) 運営体制について
- ① 人員配置、配置予定者の資格・経験等について
- ② 業務責任者等の配置及び組織体制について
- ③ 雇用計画について
- ④ 従事者の休暇等における代替者確保等について

2(2) 教育、研修計画等について
- ① 従事者に対する巡回指導及び研修計画について
- ② 受託決定から業務開始までの研修計画について

3(1) 給食調理等について
- ① 調理業務の進め方、業務マニュアルの作成等について
- ② おいしい給食を提供するための計画等について

3(2) 衛生管理体制について
- ① 給食調理に係る衛生管理に関する考え方について
- ② 衛生管理に対する、具体的なチェック方法や報告・管理体制について
- ③ 従事者の健康管理対策について

4 危機管理体制等について
- ① 食中毒や異物混入等防止対策及び発生時の対処方法、報告体制について
- ② 食中毒等発生時の給食の提供方法（代替措置など）について
- ③ 不測の事態に備えた損害補償への対応について
- ④ 災害発生時における本町への協力体制について
- ⑤ アレルギー対応の実施方法及び実施体制について

様式第5号

令和　年　月　日

見 積 書

磐 梯 町 長　様

（見 積 者）所在地
事業者名
代表者

1 契約の目的　（仮称）ばんだい認定こども園給食調理等業務委託

2 見積金額　　円

※3年間の見積額を記載すること。

内訳　（単位：円）

年度	金額	備考
令和9年度委託料		
令和10年度委託料		
令和11年度委託料		
計		

※1 見積金額の内訳について、別紙任意様式により、各年度別に作成し、職員配置人数と経費負担の内訳がわかるように作成してください。

※2 消費税及び地方消費税を含めて記載してください。

令和　年　月　日

磐 梯 町 長　様

住 所
事業者名
代表者

暴力団排除に関する誓約書

私は、磐梯町が磐梯町暴力団排除条例（平成23年磐梯町条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、磐梯町が発注する公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約から排除していることを認識した上で、下記の事項について誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、磐梯町が磐梯町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成22年磐梯町訓令第5号）に基づき行う措置について、一切の異議申立てを行いません。

記

1 自己（契約締結権限を有する個人、法人及び権利能力なき社団（以下「法人格を持たない団体」という。）をいう。）又は役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者をいう。）が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（1）暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（2）暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（3）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
（4）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
（5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
（6）暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用している者
（7）（4）から（6）までに掲げる場合のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 上記1の（1）から（7）までのいずれかに該当する者を、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としません。

3 下請負人等が上記1の（1）から（7）までのいずれかに該当すると判明し、磐梯町から下請契約等の解除を求められたときは、解除の求めに従います。

4 上記1の（1）から（7）までのいずれかに該当するか否かの確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、調査及び確認のため、磐梯町が福島県猪苗代警察署等に照会することについて同意します。

5 暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく磐梯町に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。